厚生労働省

○経済産業省 告示第 三 号

環 境 省

づき、その名称を公示する。定に基づき、次に掲げる化学物質を第二種監視化学物質として指定したので、同条第九項の規定に基化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和四十八年法律第百十七号)第二条第五項の規

平成二十二年三月十九日

厚生労働大臣 長妻 昭

経済産業大臣 直嶋 正行

環境大臣 小沢 鋭仁

通し番号 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第2条第5項の規定に 整理番号 基づき、第二種監視化学物質として指定した化学物質の名称

- 978 1, $4-\tilde{y}$ \tilde{y} \tilde{y}
 - (9) 2008

- 979 1ーブロモプロパン
- 980 1, 2, 3-トリクロロプロパン
- 981 トリエチルアミン
- 982 トリエチレンテトラミン
- 983 ニトロメタン
- 984 ジメチルジスルファン

- 985 パラアセトアルデヒド
- 986 トリクロロ酢酸
- 987 ウレタン
- 988 イソプロペニルベンゼン (別名 α -メチルスチレン)
- 989 0-ニトロアニリン
- 990 0-ニトロトルエン
- 991 2-クロロニトロベンゼン

- (2) 73
- (2) 83
- (2) 141
- (2) 163
- (2) 191
- (2) 477
- (2) 478
- (2) 2421
- (2) 483
- (2) 1188
- (2) 1712
- (3) 5
- (3) 8
- (3) 392
- (3) 437
- (3) 442

- 994 4-(1,1,3,3-テトラメチルブチル)フェノール (3)-503
- 995 tert jf j 4 j + j j j j (3) -608
 - (9) 1199
 - (9) 1532
- $996 \quad o = P = Y = Y = V$ (3) 787
- 997 2, 4-i00 -903
 - (3) 930
- 999 4, 4' (プロパン-2, 2-ジイル) ジフェノール (別名4, (4) 123
 - 4' -イソプロピリデンジフェノール又はビスフェノールA)
- $1\ 0\ 0\ 1$ $1,\ 5-\vec{v}$ \vec{v} $\vec{v$
- 1003 メチル=ベンゾイミダゾールー2ーイルカルバマート(別名カルベン (5)-465

ダジム)

 $1\ 0\ 0\ 4$ $+ / y > (5) - 7\ 9\ 4$

 $1\ 0\ 0\ 5$ $\pm \nu \pm \nu \pm \nu$ $(5)\ - 8\ 5\ 9$

1006 ジナトリウム=8-(3,3'-ジメチル-4'-{4-[(p-ト (5)-1518 リル)スルホニルオキシ]フェニルアゾ}-1,1'-ビフェニルー 4-イルアゾ)-7-ヒドロキシー1,3-ナフタレンジスルホナート(別名CIアシッドレッド114)

 $1\ 0\ 0\ 8 \quad 7\ 7\ 7\$